

(3)活動費について

- ① P T Aから、文化・スポーツ活動支援費として各活動団体に1万円を支給する。
- ② 上記以外の必要経費については、各活動団体において活動費を徴収してもよい。その際、保護者後援会会員の了承を得るものとする。
- ③ 年度末には、活動費の会計報告を行い、執行状況に関して保護者後援会代表に承認してもらい、保護者後援会会員に会計報告を出す。

(4)対外競技等について

- ① 日程について
 - ・ 対外試合・競技・演奏会等に参加する場合は、1週間前までに、場所、時間、引率者、参加児童等については、保護者後援会会員に連絡する。
- ② 輸送について
 - ・ 選手等の輸送方法は公的方法が望ましいが、予算、時間的な制約により確保できない場合は、各保護者の責任において参加させる。

(5)安全管理について

- ・ 活動中の児童と活動する施設・設備の安全管理は、各活動団体の指導者及び保護者後援会が責任をもって行う。

(6)加入について

- ① 3年生以上の希望者を募る。1・2年生の年間を通しての参加活動は原則として認めない。但し、1・2年児童保護者の全責任のもとに参加を希望する場合は、各部の判断でそれを認める。
- ② 人数が減ったり、指導者が不在になったりして、放課後活動の維持に見通しが立たなくなった場合は、活動の休止又は廃止とする。
- ③ 全員スポーツ安全保険に加入させる。
- ④ 入会に際し、保護者の承諾書を取る。

6 令和5年度の放課後文化・スポーツ活動及び校内の活動場所

- ・ 基本的に以下の通りとするが、校内の場所が競合する場合は、指導者同士が年度始めに相談して決めることとする。

放課後活動名（種目）	活動場所	
	夏 季	冬 季
金木陸上クラブ（陸上）	グラウンド	小体育館、大体育館及び3階廊下
金木クラブ（野球）	野球場	
サッカークラブ（サッカー）	グラウンド	
金木ジャンプクラブ（スキー）	グラウンド	嘉瀬スキー場
西北ジュニアウインドブラス（吹奏楽）	音楽室	音楽室
金木三味線クラブ（三味線）	三味線教室	三味線教室

* 学校における放課後活動の窓口担当

放課後活動名（種目）	連絡員（窓口担当）
金木陸上クラブ（陸上）	葛西・教頭
金木ジャンプクラブ（スキー）	
金木クラブ（野球）	
サッカークラブ（サッカー）	
西北ジュニアウインドブラス（吹奏楽）	
金木三味線クラブ（三味線）	